



## 11 公営住宅優先入居

---

住宅の確保に困窮している心身に障がいを持つ方がいる世帯の公営住宅の入居を優先的に行います。下記に該当する方が対象です。また、本町において、一部車いす用住宅が整備されております。

※ただし、住宅の選択はできません。

身体障がい者      1級～4級の手帳をお持ちの方

知的障がい者      重度・中度の知的障がい者

精神的障がい者      重度・中度の精神障がい者

### 手続き・問い合わせ先

役場建設課建設室財産管理担当    0156-28-3853（直通）